

ツーバイフォー建築における国産木材活用協議会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、ツーバイフォー建築における国産木材活用協議会(以下「本会」という。)の会則第25条の規程に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的として、次のとおり定める。

(入会金)

第2条 本会の入会金は会員の種別に応じて次に掲げるところによる。なお退会する場合の入会金の返還は行わない。

- (1)正会員 100,000円
- (2)賛助会員 50,000円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(年会費)

第4条 本会の年会費は、次に掲げるところによる。なお退会する場合の年会費の返還は行わない。

- (1)正会員 60,000円
 - (2)賛助会員 36,000円
- 2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。

(入会初年度の年会費の納期)

第5条 初年度の年会費は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(通常年会費の納期)

第6条 会員は、毎年5月31日までに年会費全額を納付しなければならない。

(年会費滞納の措置)

第7条 定める納期までに年会費を納入しなかった会員に対し、催促する。

- 2 前項の手続きを経てなお年会費を滞納する会員は、特別の事情がない限り、納入期限から2年を過ぎた時点で、理事会の決議により当該会員を退会させることができる。

(特別会費)

第9条 本会の事業を行うために特別の費用を必要とする場合、理事会の議決により臨時会費を徴収することができる。

(変更)

第10条 この規程の変更は、会則第 20 条の規定により総会の決議によって変更することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は 2022 年 11 月 8 日から施行する。